附　則

この告示は、令和七年九月一日から施行する。

○国土交通省告示第八百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

風向灯	発光ダイオード、不動光	飛行場灯台の西南西約千九百七十メートルの位置及び北東約千二百十メートルの位置
（略）		

改正前

風向灯	白熱電灯、不動光	飛行場灯台の西南西約千九百七十メートルの位置及び北東約千二百十メートルの位置
（略）		

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区本町一丁目四番八号	平成十一年五月十三日
（略）					
株式会社東日本住宅評価センター	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号	省令第十五条各号に掲げる区分	北海道札幌市、小樽市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市、余市郡余市町、空知郡南幌町	イ　本店　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号 ロ　構造センター　東京都新宿区西新宿八丁目十四番二十四号 ハ　東北支店　宮城県仙台市青葉区中央二丁目八番十三号 ニ　東北支店郡山事務所　福島県郡山市神明町七番地一	平成十二年十月二十日

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十一年五月十三日
（略）					
株式会社東日本住宅評価センター	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号	省令第十五条各号に掲げる区分	北海道札幌市、小樽市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市、余市郡余市町、空知郡南幌町	イ　本店　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号 ロ　本店分室　東京都新宿区西新宿八丁目十四番二十四号 ハ　東北支店　宮城県仙台市青葉区中央二丁目八番十三号 ニ　東北支店郡山事務所　福島県郡山市神明町七番地一	平成十二年十月二十日